

令和6年12月2日

広島市立広島市民病院入院セットサービス提供業務
公募型プロポーザル手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立広島市民病院入院セットサービス提供業務

(2) 内容

別添「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、受託者の責めに帰さない事由により、履行始期までに履行開始が困難であると地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院(以下「広島市立広島市民病院」という。)が認めた場合は、広島市立広島市民病院が別に定める日とする。

(5) 履行場所

広島市中区基町7番33号
広島市立広島市民病院

(6) 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立広島市民病院入院セットサービス提供業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「プロポーザル実施要領」という。)による。

2 参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第2条に該当しない者であること。

(2) 公示日から運営事業者の特定までの間のいずれの日においても、地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者であること。

(3) 公示日から運営事業者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 次に掲げる者でないこと。

ア 広島市立広島市民病院入院セットサービス提供業務公募型プロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

3 プロポーザル実施要領等の配付方法

プロポーザル実施要領等は、病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) のトップページ「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により配付する。

(1) 配付期間

公示日から令和6年12月23日(月)までの閉院日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配付場所

前記1(5)に同じ。

4 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年12月11日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室総務係（以下「事務室総務係」という。）

TEL 082-212-3234

FAX 082-223-5514

電子メール hiroshimin-hosp@hcho.jp

ウ 受付方法

電子メールにより、質問書を前記イへ提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

5 提案申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案申込書（様式1） 1部

イ 会社概要（様式2） 1部

ウ 企画提案書（様式3） 10部

エ 添付書類

(ア) 定款

(イ) 登記事項証明書または登記簿謄本

(ウ) 過去3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料）

(エ) 事業概要（設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など事業者の概要がわかるもの）

(オ) 広島市税、消費税及び地方消費税の納税証明書（3か月以内に発行されたもの）

(2) 提出期間

令和6年12月2日(月)から令和6年12月23日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

事務室総務課総務係（上記4(1)イに同じ。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要領のとおり。

7 受託候補者の選定

プロポーザル実施要領のとおり。

8 契約の締結

受託候補者は、広島市立広島市民病院入院セットサービス提供業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。